



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん

看護職員業務 従事者届

提出期限 令和7年 **1月15日** (水)

▶ 看護職員業務従事者届とは？

業務に従事する **保健師、助産師、看護師、准看護師** は2年に一度、12月31日現在の就業状況を翌年1月15日までに就業地の都道府県に届出を行う必要があります。令和6年は届出の該当年です。

▶ 届出方法は？ >>>> いずれかの方法が選べますが、原則オンラインにて届出を行ってください。

* オンラインにて届出を行う

パソコン、スマートフォンを利用してインターネットからの届出が可能です



* 専用の届出用紙を提出する

各保健所にて配布、若しくは千葉県HPよりダウンロードした届出用紙を就業地の保健所へ提出してください



オンラインでの手続きはこちらから

届出の手続きの詳細は厚生労働省HPをご確認ください！

厚生労働省 従事者届

検索

厚生労働省 専用ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujishatodokede-sys.html



千葉県

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

業務従事者届のオンライン届出のご案内

業務従事者届は、従来は、主に紙による届出でしたが、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、厚生労働省の専用サイトで、インターネットによるオンライン届出が可能になりました。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。（前回のIDも使用できます）
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

根拠法令

保健師助産師看護師法〔氏名、住所等の届出義務〕

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第33条又は第40条から第42条までの規定に違反した者